

「医療法施行規則の一部を改正する省令（案）」への意見募集

平成15年8月6日
厚生労働省医政局総務課

平成16年度からの医師臨床研修の必修化に伴い、地域における医師の確保への影響も生じていることから、当面の影響を緩和する一環として、病院に置くべき医師の員数の標準数について、端数の取扱いを見直すこととし、医療法施行規則の一部を改正する省令案（別添）を取りまとめました。つきましては、広く意見を募集しますので、ご意見のある場合には、下記により提出して下さい。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

記

1 募集期限

平成15年8月27日（水）必着

2 提出方法

ご意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。

なお、提出していただくご意見には必ず「医療法施行規則の一部を改正する省令（案）について」と明記して提出してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：ISEISYOREI@mhlw.go.jp

厚生労働省医政局総務課あて

（ファイル形式はテキスト形式でお願いします。）

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3501-2048

厚生労働省医政局総務課あて

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省医政局総務課あて

3 ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。これらは、公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承願います。

(別添)

医療法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

1 改正の概要

- ① 病院に置くべき医師の員数の標準の算定方法において、患者数に応じて必要な医師数を算定する際に生ずる端数について、従来の取扱いを改め、算定して生じた端数のままで標準を算定することとする。
- ② この措置については、平成18年度末の時点で臨床研修の実施に伴う状況を把握の上、再検討を行う。

※ 医療法施行規則（以下「規則」という。）第19条第1項、規則第22条の2第1項、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第15条、第16条第2項及び第17条を改正する。

※ この改正と合わせ、医療法第25条に基づく立入検査において病院の医師の員数を算定する際の端数の取扱いについて、現在小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで求めることとしているものを、算定して生じた端数のままで算定することに改める。

2 施行日

平成15年10月1日

〔参考〕病院における医師数の標準の算定方法（現行）

病院に置くべき医師の員数については、現行の医療法施行規則に定める標準の算定方法では、例えば一般病床の場合最低3人（入院患者52人まで）、さらに入院患者16人を増すごとに1人配置することとされており、16人に満たない端数が生じる場合にも医師1人を配置することとされている。

＜算定例＞

一般病床で患者数108人の場合

$$\text{算定式} : 3 + (108 - 52) \div 16 = \boxed{6.5} \rightarrow \boxed{7} \text{人}$$

(患者数)	52人	16人	16人	16人	8人
(医師数の標準)	3人	1人	1人	1人	1人